

## 比較情報の免除規定は設けず

# 四半期報告書廃止に伴う 企業内容等開示府令等の留意点

四半期報告書制度を廃止する令和5年金融商品取引法等の改正に係る「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等が3月27日に公布された。上場会社等は四半期報告書に代えて半期報告書の提出が必要になることに伴い、四半期報告書等に関する条文を削除するなどの見直しが行われている。令和6年4月1日から施行された。本特集では、1月9日まで意見募集を行っていた公開草案に寄せられたコメントに対する金融庁の回答等を踏まえ、Q&A形式で解説する。

### IPO時の有価証券届出書にも四半期財務情報の記載可



通常方式以外の様式により作成される有価証券届出書においても、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期又は第3四半期の決算短信で開示される四半期財務諸表を記載できるのか。



第2号様式以外の有価証券届出書等においても四半期に係る財務情報の記載が可能であること及び提出会社が上場時に四半期決算短信を開示する予定であり、金融商品取引所の定める規則に準じて四半期に係る財務情報を作成している場合にも開示ガイドライン5-21-2及び5-21-3の規定が適用されることが明確になる修正が行われた（開示ガイドライン5-21-4）。

### 非上場会社も任意に四半期財務情報の記載可



金商法による四半期財務諸表を作成し公表していた非上場会社が、改正後も自社のHPで任意に第1四半期・第3四半期の四半期財務諸表を公表する場合、社債発行等における有価証券届出書等の発行開示書類において四半期財務諸表を併記することは可能か。



提出会社が非上場会社である場合であっても、上場会社等に準じて任意に四半期に係る財務情報を記載することが可能である（開示ガイドライン5-21-3）。なお、この場合には、四半期に係る財務情報のほか、四半期に係る財務情報の作成に当たり準拠した基準等を記載する必要がある。